

介護保険だより

群馬県国民健康保険団体連合会

令和8年2月号

給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には「1：新規」「2：修正」「3：取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

【処理フロー図】

・提出した給付管理票が返戻になった場合

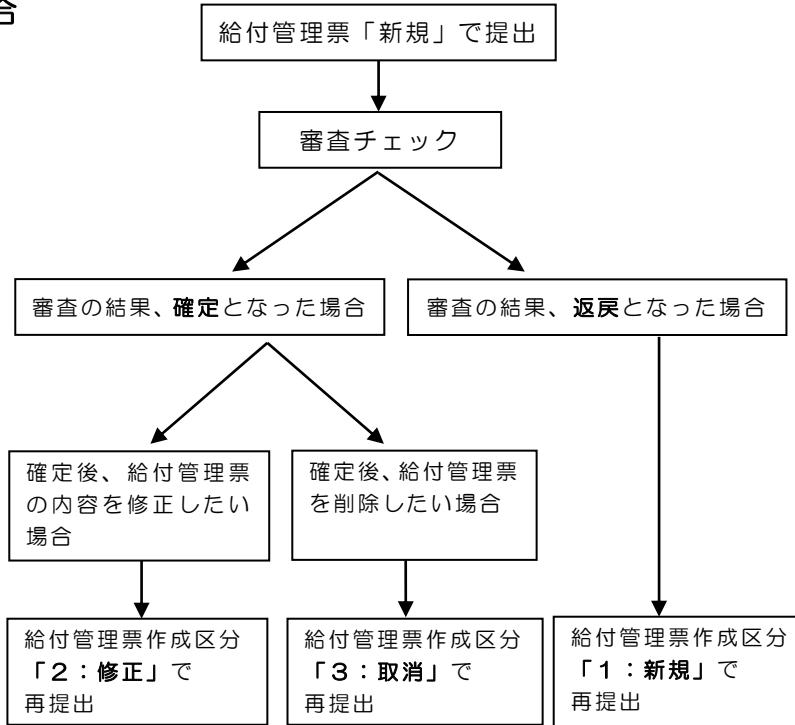
給付管理票作成区分
「1：新規」で再提出

・確定した給付管理票を修正したい場合

給付管理票作成区分
「2：修正」で再提出

・確定した給付管理票を削除したい場合

給付管理票作成区分
「3：取消」で再提出



給付管理票は、サービス事業所の請求支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意いただき、提出をお願いします。

※取消の給付管理票の注意事項

取消の給付管理票を提出すると、その給付管理票に紐づくすべての請求明細書（サービス明細書）が、国保連合会で自動的に「過誤調整」されますのでご注意ください。

令和7年度苦情相談事例について（その2）

相談内容：トイレ介助時に介護者から胸を押されてケガをした【相談者：子】

母親は、施設に入所早々、歩行器に移乗しようとした時、膝崩れを起こし腰の圧迫骨折で1か月程度入院した。その後、施設に戻りトイレ介助時に、介護者から「早く座れ！」と胸を押され便座に座らされた。母親は「痛い！」と訴えた。介護者は「骨が折れたかもしれない」と言って、母親を病院に受診させ、レントゲン撮影したが、骨折はしていなかった。母親は「痛くて呼吸が苦しい」と言っていたため施設側へ適切な介護をしなかったことへの苦情を伝えた。施設側は事故としてとらえ、事故報告書を作成し相談者に見せたが、納得できない。市町村に相談して調査をしてもらう予定。

【対応結果】

施設には相談した後なので、①市町村に相談→②県に相談→③苦情申立という順番を提案した。不適切な介護を受けた具体的な状況を市町村に連絡するように伝えた。

本会へ審査結果等についてお問い合わせをいただく際のお願い

1 介護保険係の直通番号

お問い合わせの際は以下の番号におかけください。介護保険課介護保険係の職員が出ますので、電話を転送する間の待ち時間がありません。

介護保険課介護保険係 直通番号：027-290-1319

2 ホームページのご案内

審査結果等に関するお問い合わせの前に群馬県国保連合会ホームページをご一読いただき、対応方法等についてご確認ください。

アドレス [・](#)または「群馬県国保連合会」と検索してください。

- ・ホーム > よくある質問 > 介護保険事業所の方
- ・ホーム > 介護保険事業所の方 > 12 介護保険だより

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15 (12:00 ~ 13:00 を除く)

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会